

石巻地区広域行政事務組合障害者活躍推進計画

令和2年4月1日作成
令和2年10月1日変更

石巻地区広域行政事務組合理事長

【はじめに】

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、本組合において、障害者の活躍の場の拡大のための取組を実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立させ、適正な雇用管理と雇用の安定を図ることを目指して作成したものです。

1. 策定主体・計画期間・障害者の範囲

(1) 策定主体

理事長が計画を策定する。

(2) 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

(3) 障害者の範囲

本計画の対象となる障害者である職員とは、法第2条第1項に掲げる障害者である職員で、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な職員をいいます。

2. 現状と課題

現在、本組合においては法定雇用率を達成している状況ではありますが、障害者の多様な障害特性等を適切に踏まえ、職務・任用形態等柔軟に対応できるよう、今後も継続して人事・雇用管理を行っていきます。

※本計画の意義が、任命権者による障害者の人事管理等のPDCAサイクルの確立を通じた障害者の活躍の推進にあることを踏まえ、消防本部及び監査委員事務局においては、消防吏員が法第38条第1項に規定する除外対象職員となっていること、任命権者に任命される職員が少数であることから、本計画の対象外としております。

3. 目 標

(1) 採用に関する目標

○計画期間を通じ、法定雇用率を上回る水準を維持する。

○障害者雇用の推進に関する理解促進・啓発を図る。

(2) 定着に関する目標

○職場環境を理由とする不本意な離職を極力生じさせないことを目指す。

4. 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

5. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

○障害者である職員からの要望を踏まえ、働きやすい職場環境の整備を検討する。

○障害者である職員からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズやチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。

(2) 働き方

○時差出勤等の柔軟な時間管理制度の利用を促進する。

○年次休暇や各種休暇の取得を促進する。

(3) その他の人事管理

○必要に応じて、随時面談を実施し、状況の把握や体調への配慮を行う。

○障害者である職員からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう関係機関と協議を行う。

6. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。